

函館市地域見守り活動に関する協定書

函館市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、高齢者等の見守り活動に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、甲と乙が連携し、孤立の防止および支援の必要な者を把握することにより、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

（連携内容）

第2条 乙の通常の業務活動中に、支援や保護を求められた場合または訪問先などで異変等を発見したときは、業務の支障のない範囲で甲に通報するよう努めるものとする。

2 前項の通報に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲は、第1項の通報を受けた場合は、速やかに関係機関と連携し、適切な対応を行うものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の通報を行わなかった場合であっても、その後生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第4条 甲および乙は、本協定にかかる見守り活動に関して知り得た個人情報を、当該者の了承を得ずに第三者に漏らしてはならない。この協定書に基づく連携が終了した後においても同様とする。

（協議）

第5条 この協定書に定めのない事項またはこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議し、決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとし、有効期間満了の日の1月前までに甲および乙のいずれからも申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

函館市東雲町4番13号

甲 函館市長 ○ ○ ○ ○

函館市〇〇町〇番〇号

乙 ○〇〇〇〇〇〇〇〇
○〇〇〇 ○ ○ ○ ○